

令和 3 年 5 月 31 日現在

機関番号：17401

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2019～2020

課題番号：19K23159

研究課題名（和文）民事訴訟の証拠調べにおける当事者公開主義の保障内容の解明

研究課題名（英文）Clarification of the content of the guarantee of the openness to the parties in civil legal proceedings.

研究代表者

池邊 摩依（IKEBE, Mai）

熊本大学・大学院人文社会科学研究部（法）・講師

研究者番号：90846875

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究課題では、民事訴訟手続の当事者に、手続の透明性と手続への影響可能性を保障する原則である「当事者公開主義」の保障内容を解明し、この観点から、従来、法律上の規定がないまま、裁判実務で一般に用いられてきた「陳述書」の利用の在り方を批判的に検討した。理論と実務の双方から検討を加えるという研究手法により、成果として、陳述書の利用について、実務の現状を基礎としつつ、当事者公開主義の内容を十分に保障する運用規律を提言することができた。獲得した成果については、二度の研究報告を経て、論文を発表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

当事者等の供述を記載した書面である「陳述書」は、民事裁判実務において、幅広く活用されているものの、法律に規定を持たないことから、その適法性や利用方法をめぐって激しい議論がある。現行法の改正作業の際にも言及されたものの、結果的には、何ら規定が設けられず、立法的な解決にも至っていない。このような状況に直面し、陳述書の適法性を担保できる運用規律の確立が喫緊の課題であった。本研究は、この問題を初めて「当事者公開主義」の観点から分析し、かつ裁判実務と法理論の双方から考察を行うことで、裁判実務において実行可能であり、かつ法理論上の適法性を確保できる陳述書の運用規律を提言した点に、学術的・社会的意義がある。

研究成果の概要（英文）：In this research project, I clarified the content of the guarantee of the "openness to parties", which is a principle that guarantees the transparency of the civil proceedings and the possibility of influencing the proceedings to the litigant parties. From this point of view, I critically examined the use of "written statements", which have been generally used in court practice without any grounding express provisions. Through the research method of examining from both theoretical and practical perspectives, I proposed operational rules for the use of written statements, based on the current state of legal practice, that sufficiently guarantees the content of the principle of openness to the parties. The results of the research were presented at two research meetings and published in a paper.

研究分野：民事訴訟法

キーワード：当事者公開主義 民事訴訟法 民事証拠法 陳述書

1. 研究開始当初の背景

一. 民事訴訟の当事者は、訴訟手続の客体ではなく主体であるため、自らの訴訟手続に主体的に関与し、事実を陳述したり、証拠方法を提出したり、また、証拠調べの結果について意見を述べたりする機会を付与されなければならない。このように判決の基礎に影響を及ぼす機会を十分に保障されることで初めて、当事者が、下される判決に拘束されることを正当化できるからである。

二. 民事訴訟の当事者に、手続の透明性を確保し、これを基礎に手続経過に影響を及ぼす機会を保障するのは、「当事者公開主義」という訴訟原則である。

当事者公開主義の保障内容については、すでに、1960年前後から、母国であるドイツの判例や学説における議論を参照して言及されており、中には、当事者公開主義は、「当事者が証拠調べに立ち会う権利(立会権)」、「当事者が訴訟手続への呼出しを受ける権利」および「当事者が訴訟記録を閲覧する権利(記録閲覧権)」を含むという定式化も見られた。この抽象的な保障内容については、わが国の民事訴訟法学説においても、一般に、受容されていたように見受けられる。

三. しかし、同時に、民事訴訟上の個別の場面において、これらの権利のうちのどれが、いつ、どこまで、保障されなければならないのかという具体的な保障については、次のように、いまだ十分な検討がなされていなかった。

たとえば、当事者証拠調べ立ち会う権利(立会権)が、具体的な場面でどこまで保障されなければならないかについて、一方で、たしかに、法廷で実施される証人尋問の際、当事者がその尋問に立ち会う権利が保障されなければならないということについては異論がなかったものの、他方で、たとえば、建築瑕疵紛争などのケースで、問題となる建築物を鑑定人が鑑定する際に、鑑定人が一方の当事者に質問をする場面では、相手方当事者に立会いを保障しなければならないかどうかの問題となりうるが、わが国では、ほとんど議論がない状態にあった。

そのため、このような例では、たいていの場合、煩雑であるといった実際上の理由から、立会権は認めなくても良いだろうといったような処理がまかり通っていた。

たしかに、鑑定人が鑑定対象となる建物を実際に確認したい場合に、その持ち主である一方当事者に鍵の開閉などを求め、その折にちょっと質問がしたい、といったようなときにまで、毎回相手方当事者に連絡を取り、立ち会えるようにしなければならないとの基準を定立することは、鑑定実務にとって煩雑にすぎ、現実的ではないかもしれない。しかし、その一方で、鑑定人の鑑定意見は、判決を左右する重要性を有していることから、鑑定人が、当事者のうちの一方の話しか聞かずに鑑定意見を作成する場合には、民事訴訟手続の公平さを損なう外観があることも否定できない。

四. 上の例から明らかな通り、当事者公開主義が、民事訴訟の当事者に、いつ、どの権利を、どの程度、保障しなければならないのかを明らかにする基準が必要である。また、その基準は、民事訴訟手続の公平性を確保するだけでなく、裁判実務における実行可能性を確保した保障内容を志向するものでなければならないだろう。

研究開始当初、裁判実務および学説は、この基準を求めていたといえる。

2. 研究の目的

本研究の目的は、「当事者公開主義」の保障内容を解明することである。

1. に述べた通り、わが国の民事訴訟法学説においては、当事者公開主義の保障内容について、抽象的な言及があるにとどまっていたことに鑑み、本研究では、第一に、民事訴訟手続の個別の場面において、訴訟当事者に保障されるべき具体的な保障内容を検討するための基準を定立し、第二に、これを実際に個別の場面に当てはめ、検討することで、この基準の実効性を検証することを目的とした。

3. 研究の方法

一. 第一に、理論的基礎として、わが国の民事訴訟法の母法であるドイツ民事訴訟法における判例および学説を手がかりとすること(二.) 第二に、理論と裁判実務との双方から検討を行うこととし(三.) また、個別の場面として、いわゆる「陳述書」の取扱いを取り上げることにした(四.)

二. ドイツ法を参照するという研究手法を採用した理由は、ドイツ民事訴訟法が、わが国の民事訴訟法の母法であるというだけでなく、当事者公開主義の保障内容についての従来

の研究も、ドイツ法を参照してきていること、さらに、ドイツ民事訴訟法においては、当事者公開主義の具体化をめぐる、判例および学説に、わが国に比べてはるかに豊富な理論的蓄積があることから、ドイツ法の議論を参照することは、有益であるだけでなく、不可欠と考えたためである。

三．理論と裁判実務の双方から、この問題に取り組むべきであると考えたのは、1．三．でも見た通り、当事者公開主義の保障の要請から理論枠組みを構築するだけでは、実際の裁判実務における実効性が確保できないおそれが大きいと考えたためである。現実の事件を処理する社会的現実という側面を持つ民事訴訟に通用する基準を確立するためには、純理論的な分析だけでは足りず、民事訴訟手続の個別の場面に特殊な事情を、裁判実務の現状にも目配りしながら、類型化することが必要であると考え、そのため、従来の裁判実務を出発点として、その上に理論的な検討を加えるという研究手法を採用した。

具体的には、実務家による論稿や座談会での発言等を特に注意深く検討し、かつ、研究会で、主に弁護士の方から、裁判実務における陳述書の利用をめぐる、活用の際に留意している点や、実際に出会った陳述書の内容、用いられ方、それに対する裁判官の反応といった種々のエピソードをご教示戴くことを通じて、裁判実務における陳述書の利用の実態を分析するための基礎を獲得した。

四．当事者公開主義の具体化の場面として、「陳述書」の利用を取り上げたのは次のような理由からである。

当事者公開主義の要請が後退しているという疑義があるため検討を要する場面には、陳述書の利用のほか、1．三．で例として挙げた鑑定人における鑑定準備作業への当事者の立会権の問題や、証人の書面尋問の問題など、種々の場면을挙げることができる。しかし、これらの中で、陳述書の利用をめぐる議論が、他と比較できないほど抜きん出て多く、喫緊の解決を必要としているように見受けられたため、第一の検討対象として、陳述書の利用の場面を取り上げることとした。

「陳述書」とは、訴え提起に際して、訴訟において活用するために作成される書面で、当事者等の供述内容を記したものである。陳述書は、法律に規定を持たないため、法的根拠が疑問視されているにもかかわらず、裁判実務において積極的かつ多岐にわたって多用されていることから、理論家からも実務家からも、適法性をめぐって、非常に高い関心が示され、激しく議論されている。また、現行法の改正の際には、改正準備作業の中でも取り上げられていた。しかし、結果として、改正法には、陳述書に関する規定は何ら盛り込まれなかったし、現行法下でも学説において引き続き議論があるものの、いまだ統一的な解決に至らないまま、裁判実務においては広く活用されているという状況が続いている。

従来の議論の中では種々の疑義が呈されているが、その中でも最も大きな議論を呼んでいる点の一つに、弁護士による作文によって、当事者の主張がうまく加工されてしまうことと、そのように作られた陳述書の内容について、たとえば証人尋問の場合のように、相手方当事者が質問したり、意見を述べたりする機会が保障されていないことが挙げられる。これはまさに、訴訟手続の透明性を確保し、当事者が手続経過に影響を及ぼす機会を保障する、当事者公開主義の守備範囲である（上述1．二．参照）。

上で見た通り、理論および裁判実務の双方において、陳述書の適法性を担保するための運用規律が求められている状況に直面し、かつ、陳述書の利用をめぐる問題を当事者公開主義の観点から分析したものはこれまで見られないことから、当事者公開主義の観点からの分析に基づき、陳述書の運用基準を定立することによって、今まで獲得されていない統一的な解決を提示できると考えた。

なお、陳述書の利用をめぐる問題は、上述の通り、裁判実務と民事訴訟法学説との双方にまたがって繰り返されており、まさに、本研究が、研究手法として、理論と裁判実務の双方からの検討を選択した理由（三．）が正当であることを裏付けていると言える。

4．研究成果

一．本研究の成果は、第一に、ドイツ法から獲得した理論枠組みを基礎として、わが国の民事訴訟法における当事者公開主義の要請について、一般に適用できる規律を確立するための基礎を作ったこと（二．）第二に、この規律を適用することで、わが国の裁判実務における陳述書の利用をめぐる、従来の学説の議論および裁判実務における利用の実情の上に、実行可能な陳述書の運用規律を構築したこと（三．）である。

二．まず、当事者公開主義が、民事訴訟手続の個別具体的な場面において、当事者に、どの権利をどこまで保障しているかを示す基準を定立するために、ドイツ法を参照した。ここでは、私自身のこれまでの研究を基礎として、当事者公開主義の要請を、以下のように具体化した。

（1）当事者公開主義は、原則として、民事訴訟のあらゆる証拠調べにおいて、当事者に立会権を保障している。例外が許容されるのは、たとえば、相手方当事者の身体検査への立会いのように、立会権の保障が人格権の侵害を意味する場合である。

例外が許容される場合には、立会権を制限または排除される当事者に、事後的な情報付与

およびそれに基づく質問の機会を保障することで、当事者公開主義の要請を満たす必要がある。

(2) 人格権侵害となる場合以外に例外が許容される事案類型として、第一に、騒音測定の場合のように、事実関係を容易に操作できる事案類型において、検証の日時を事前に通知し立会権を保障することが、真実発見をほとんど不可能にしてしまう場合、第二に、実験室での血液検査や、試験場での銃火器の性能テストなど、非常に煩雑であるとか、危険を伴うといった実際上の理由から、当事者の立会いを保障することが難しい場合で、かつ、検査等の手続が定型的であるため、検査等の結果が通知されれば、当事者に十分な情報付与があったと考えることができる場合が挙げられる。

これとは別に、証人が、当事者がいると委縮するなどして十分な証言ができない場合に、当事者の立会権を制限できるか否かについて、ドイツ法においても議論があり、必ずしも結論が一致しているとは言い難いものの、検討を重ね、立会権の保障が優先するとの結論を得た。したがって、この類型の事案においては、例外は許容されず、当事者に立会権が保障されなければならない。

以上のように、ドイツ法を参照して定立した規律は、彼我の法制度の相違等に鑑みて、このまま適用することができるとは限らないため、続いて、わが国の民事訴訟手続の個別の場面への適用を検証することで、この規律がどこまで一般的に通用しうるかを見極める必要がある。その際、特に必要なのは、わが国の手続や実情に特殊な事情から、規律の一部を修正すべきか否かを検討することであり、修正の必要がある場合には、事案類型の特徴の考察に基づき、規律を精緻化していくことになる。

したがって、本研究の第一の成果としては、一般的な規律の獲得でなく、そのための基礎を獲得したことと言わなければならない。

三．次に、この規律を、適用すべき個別の場面として、裁判実務における陳述書の利用の場面を選び、その場合の規律を具体化し、検証した。上述三．三．に述べた研究手法により、当事者公開主義の要請という理論枠組みを基礎としつつ、裁判実務における陳述書の利用の現状を出発点に考察を加えることによって、次のような、陳述書の利用のための運用規律を導き出した。

(1) 争点整理段階では、当事者の立会権を保障して、陳述書の内容にまで踏み込んだ検討が要請される。この結果、当事者の一致した陳述があると言える事実は、判決の基礎とすることができる。これに対して、当事者が争う事実関係については証拠調べが実施され、かつ、そこでは、陳述書を書証として取り調べた結果に基づいて事実認定することは許されず、陳述書を作成した者の人証取調べが要請される。

(2) 証拠調べ段階では、主尋問に代替して陳述書が活用される余地はない。また、証人による陳述書に含まれる内容のうち、証人尋問に顕れなかった事実も、この陳述書のみを基礎として判決の基礎とすることは許されない。

四．以上の成果については、2回の研究会報告を経て、論文にまとめ、『熊本法学』に発表した。

池邊摩依「わが国の民事訴訟法における当事者公開主義の保障内容 陳述書の利用をめぐる議論を手がかりに」熊本法学 151号(2021年)29-61頁。

なお、このうち、二．に述べた当事者公開主義の保障内容の具体化については、特に35-37頁を、三．に述べた陳述書の運用規律については、特に52-53頁の小括を参照。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 池邊 摩依	4. 巻 151
2. 論文標題 わが国の民事訴訟法における当事者公開主義の保障内容 陳述書の利用をめぐる議論を手がかりに	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 熊本法学	6. 最初と最後の頁 29-61
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 池邊 摩依
2. 発表標題 民事手続の個別の場面における当事者権の保障 当事者公開原則（Parteioeffentlichkeit）の観点からの考察
3. 学会等名 熊本大学法学部研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 池邊 摩依
2. 発表標題 わが国の民事訴訟法における当事者公開主義の保障内容
3. 学会等名 民事手続研究会（九州）
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------